

## 第 4 編

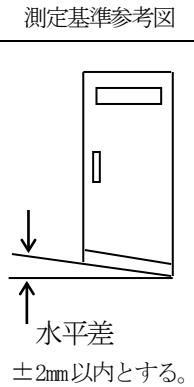
### 現 場 施 工 管 理 基 準 電 氣 設 備

## 目 次

1 機器据付	7-1
1. 配電盤及び機器の据付	7-1
2. 計装機器の据付	7-1
3. 自家発電機器の据付	7-4
2 接地抵抗	7-8
3 電路の絶縁	7-10

1 機器据付

検査対象		規格値		摘要
工種	項目			
1. 配電盤及び機器の据付	測定項目		規格値	判定基準
	特高閉鎖配電盤 高圧閉鎖配電盤 低圧閉鎖配電盤 コントロールセンタ 補助継電器盤 制御盤 直流電源盤 監視盤類 道路情報装置	水平差	列盤全体で±2mm以内	盤ベース又は盤架台上部をトランシット等を用いて測定する。
		盤内構造	なし	目視にて確認
		盤間隙間	なし	目視にて確認
	現場操作盤 (自立形)	水平差 (前、横倒れ)	±2mm以内	盤架台上部をトランシット等を用いて測定する。
	(スタンド形)		盤上面が水平であること	水準器で確認
	現場操作盤 (壁掛形)	据付高さ (盤長さ1m以下)	承諾図による	盤底部より床面又は地面までの寸法を測定する。
		据付高さ (盤長さ1m以上)	承諾図による	盤中心より床面又は地面までの寸法を測定する。
		水平差 (前、横倒れ)	盤上面が水平であること	水準器で確認
	変圧器	水平差	±2mm以内	本体又はベース上をトランシット等を用いて測定すること。
2. 計装機器の据付	測定項目		規格値	判定基準
	共通項目	・正しい動作が出来る状態か ・取付け、取外しが容易に行えるか	— —	・位置をスケールにより測定する。 ・目視にて確認する。
	導圧管	・勾配 ・漏れ	1/10 使用圧	・勾配をスケールにて実測する。 ・石鹼水等にて漏れないことを、目視にて確認する。



検査対象		規格値		摘要																																
工種	項目																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定項目</th> <th>規格値</th> <th>判定基準</th> <th>測定基準参考図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流量計</td><td>下表の直線部の長さは数値以上とすること。</td><td>—</td><td>流量計の種類により異なる為、下表にて測定を行うこと。</td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>流量計の種類</th> <th>直線部の長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せき式</td><td>上流側(せき板幅の4~5倍)</td></tr> <tr> <td>オリフィス式</td><td>上流側(10D)、下流側(5D)、但し参考値、注2参照</td></tr> <tr> <td>ペーシャルフリューム式</td><td>上流側(スロート幅の10~15倍)</td></tr> <tr> <td>ペーマ・ボラウスフリューム式</td><td>上流側(10D)</td></tr> <tr> <td>電磁式</td><td>上流側(5D)、下流側(2D)、注3参照</td></tr> <tr> <td>超音波式(伝播時間式)</td><td>上流側(10D)、下流側(5D)、注3、4参照</td></tr> <tr> <td>超音波式(ドップラー式)</td><td>上流側(15D)、下流側(5D)、注3参照</td></tr> <tr> <td>開渠・管渠式</td><td>上流側(20B・20D)、下流側(10B・10D)</td></tr> </tbody> </table>	測定項目		規格値	判定基準	測定基準参考図	流量計	下表の直線部の長さは数値以上とすること。	—	流量計の種類により異なる為、下表にて測定を行うこと。		流量計の種類	直線部の長さ	せき式	上流側(せき板幅の4~5倍)	オリフィス式	上流側(10D)、下流側(5D)、但し参考値、注2参照	ペーシャルフリューム式	上流側(スロート幅の10~15倍)	ペーマ・ボラウスフリューム式	上流側(10D)	電磁式	上流側(5D)、下流側(2D)、注3参照	超音波式(伝播時間式)	上流側(10D)、下流側(5D)、注3、4参照	超音波式(ドップラー式)	上流側(15D)、下流側(5D)、注3参照	開渠・管渠式	上流側(20B・20D)、下流側(10B・10D)							
測定項目		規格値	判定基準	測定基準参考図																																
流量計	下表の直線部の長さは数値以上とすること。	—	流量計の種類により異なる為、下表にて測定を行うこと。																																	
流量計の種類	直線部の長さ																																			
せき式	上流側(せき板幅の4~5倍)																																			
オリフィス式	上流側(10D)、下流側(5D)、但し参考値、注2参照																																			
ペーシャルフリューム式	上流側(スロート幅の10~15倍)																																			
ペーマ・ボラウスフリューム式	上流側(10D)																																			
電磁式	上流側(5D)、下流側(2D)、注3参照																																			
超音波式(伝播時間式)	上流側(10D)、下流側(5D)、注3、4参照																																			
超音波式(ドップラー式)	上流側(15D)、下流側(5D)、注3参照																																			
開渠・管渠式	上流側(20B・20D)、下流側(10B・10D)																																			
注1. Bは開渠幅、Dは管渠・管等の内径を示す。 2. オリフィスの上流側、下流側の直線長は、配管の構造によって測定誤差が大幅に変わるので、JIS Z 8762(2007)に従って設置施工をすること。 3. 配管を構成する各部継手順、弁類に対する直線長は、JIS B 7554 (1997) (電磁流量計) 及びJEMIS 032 (2019) (超音波流量計) を参照。 4. 気体の場合、直線長は、上流側15D、下流側5D以上が必要である。直線長がとれない場合は、2側線法を検討する。																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>判定基準</th> <th>測定基準参考図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位計</td> <td></td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>・発信器等の据付</td> <td>・ボルトの締付</td> <td>—</td> <td>目視にて確認する</td></tr> <tr> <td>・法兰ジ部</td> <td>・パッキンの挿入</td> <td>—</td> <td>同上</td></tr> <tr> <td>・レベル計の深さ</td> <td>・防波管の取付</td> <td>—</td> <td>同上</td></tr> <tr> <td>・導圧管(SGP-W)</td> <td>・正規位置</td> <td>図面による</td> <td>正規の深さをスケールにより測定する</td></tr> <tr> <td>・空気配管</td> <td>・勾配</td> <td>下り勾配</td> <td>下り勾配になつているか、スケールにより測定すること</td></tr> <tr> <td></td> <td>・空気漏れ</td> <td>使用圧</td> <td>石鹼等にて漏れがないか、目視にて確認する</td></tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	判定基準	測定基準参考図	水位計				・発信器等の据付	・ボルトの締付	—	目視にて確認する	・法兰ジ部	・パッキンの挿入	—	同上	・レベル計の深さ	・防波管の取付	—	同上	・導圧管(SGP-W)	・正規位置	図面による	正規の深さをスケールにより測定する	・空気配管	・勾配	下り勾配	下り勾配になつているか、スケールにより測定すること		・空気漏れ	使用圧	石鹼等にて漏れがないか、目視にて確認する			
測定項目	規格値	判定基準	測定基準参考図																																	
水位計																																				
・発信器等の据付	・ボルトの締付	—	目視にて確認する																																	
・法兰ジ部	・パッキンの挿入	—	同上																																	
・レベル計の深さ	・防波管の取付	—	同上																																	
・導圧管(SGP-W)	・正規位置	図面による	正規の深さをスケールにより測定する																																	
・空気配管	・勾配	下り勾配	下り勾配になつているか、スケールにより測定すること																																	
	・空気漏れ	使用圧	石鹼等にて漏れがないか、目視にて確認する																																	

検査対象		規格値		摘要																																			
工種	項目																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定項目</th><th>規格値</th><th>判定基準</th><th>測定基準参考図</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">水質計器</td></tr> <tr> <td rowspan="5">溶存酵素計  MLSS計  UV計</td><td>流速</td><td>—</td><td>検出場所が適正な流速になっていること</td><td></td></tr> <tr> <td>発信器取付</td><td>—</td><td>適正な深さになっていること</td><td></td></tr> <tr> <td>検出ヘッド、浸漬深度</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>試料水の導入流量</td><td>—</td><td>適正な流量になっていること</td><td></td></tr> <tr> <td>試料水の導入圧力</td><td>—</td><td>適正な圧力になっていること</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">周囲条件</td><td>—</td><td>仕様書通りの測定条件になっていること</td><td></td></tr> </tbody> </table>				測定項目		規格値	判定基準	測定基準参考図	水質計器					溶存酵素計  MLSS計  UV計	流速	—	検出場所が適正な流速になっていること		発信器取付	—	適正な深さになっていること		検出ヘッド、浸漬深度	—			試料水の導入流量	—	適正な流量になっていること		試料水の導入圧力	—	適正な圧力になっていること		周囲条件		—	仕様書通りの測定条件になっていること	
測定項目		規格値	判定基準	測定基準参考図																																			
水質計器																																							
溶存酵素計  MLSS計  UV計	流速	—	検出場所が適正な流速になっていること																																				
	発信器取付	—	適正な深さになっていること																																				
	検出ヘッド、浸漬深度	—																																					
	試料水の導入流量	—	適正な流量になっていること																																				
	試料水の導入圧力	—	適正な圧力になっていること																																				
周囲条件		—	仕様書通りの測定条件になっていること																																				

検査対象		規格値		摘要
工種	項目			
3. 自家発電機器 (1)自家発電機器の据付 (ディーゼル機関)	測定項目		規格値	判定基準
	ベースプレート (調整ライナー)	0.5mm/m 以内		
	水平度	1mm/m 以内		
	通台板	防振装置沈み代の差	±2% 以内	配管及び配線工事終了後防振装置の沈み代目を測定する。 
	発電機エンジン間	カップリング部の面、芯振れ	面芯とも ±0.1mm 以内	(a) ダイヤルゲージを用いてエンジン側を基準として発電機の面、芯振れを計測する。 (b) 面、芯とも上下左右の4箇所を測定する。 
	クランク軸のディフレクション	$\Delta a = \frac{s}{10,000}$ 以内 s: ピストンストローク (mm)	(a) ディフレクションゲージをクランクアーム間に取付け、各シリンダー毎にディフレクションを測定する。 (b) クランク軸を回転し、左図の位置での数値を記録する。	
	回転補機	水平度	0.5mm/m 以内	本体加工面又は台板等の加工面にて水平度を測定する。
	静止補機	水平度又は垂直度	—	本体加工面にて水準器を用いて測定する。

(日本内燃力発電設備協会)

検査対象		規格値		摘要																			
工種	項目																						
(2)自家発電機器の据付 (ガスタービン発電装置) 防振装置付	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>判定基準</th> <th>測定基準参考図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通 台板</td> <td>ベースプレート (調整ライナー) 水平度</td> <td>1mm/m 以内</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>発電機ガスタービン</td> <td>カップリング部の面、芯振れ</td> <td>           軸芯 0.3mm 以内            面芯 0.5mm 以内         </td> <td> <p>(a) ダイヤルゲージを用いてエンジン側を基準として発電機の面、芯振れを計測する。</p> <p>(b) 面、芯とも上下左右の4箇所を測定する。</p> </td> </tr> <tr> <td>回転補機</td> <td>水平度</td> <td>1mm/m 以内</td> <td>本体加工面又は台板等の加工面にて水平度を測定する。</td> </tr> <tr> <td>静止補機</td> <td>水平度又は垂直度</td> <td>—</td> <td>本体加工面にて水準器を用いて測定する。</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	判定基準	測定基準参考図	共通 台板	ベースプレート (調整ライナー) 水平度	1mm/m 以内		発電機ガスタービン	カップリング部の面、芯振れ	軸芯 0.3mm 以内 面芯 0.5mm 以内	<p>(a) ダイヤルゲージを用いてエンジン側を基準として発電機の面、芯振れを計測する。</p> <p>(b) 面、芯とも上下左右の4箇所を測定する。</p>	回転補機	水平度	1mm/m 以内	本体加工面又は台板等の加工面にて水平度を測定する。	静止補機	水平度又は垂直度	—	本体加工面にて水準器を用いて測定する。		
測定項目	規格値	判定基準	測定基準参考図																				
共通 台板	ベースプレート (調整ライナー) 水平度	1mm/m 以内																					
発電機ガスタービン	カップリング部の面、芯振れ	軸芯 0.3mm 以内 面芯 0.5mm 以内	<p>(a) ダイヤルゲージを用いてエンジン側を基準として発電機の面、芯振れを計測する。</p> <p>(b) 面、芯とも上下左右の4箇所を測定する。</p>																				
回転補機	水平度	1mm/m 以内	本体加工面又は台板等の加工面にて水平度を測定する。																				
静止補機	水平度又は垂直度	—	本体加工面にて水準器を用いて測定する。																				

(日本内燃力発電設備協会)

検査対象		規格値	摘要																
工種	項目																		
(3)自家発電装置の保有距離	<p>自家発電機室は、受配電機器の配置、増設或いは修繕時の機器の搬出入、据付、保守点検等に必要な広さとする。なお、下表に示す法定保有距離以上を確保しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">各機器の法定保有距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有距離を確保しなければならない部分</th><th>保有距離</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電機と内燃機関を連結したもの</td><td>相互間 1.0m以上</td></tr> <tr> <td>周囲 0.6m以上</td></tr> <tr> <td rowspan="3">操作盤</td><td>操作面 1.0m以上</td></tr> <tr> <td>点検面 0.6m以上、ただし、点検に支障となるない部分については、この限りでない。</td></tr> <tr> <td>換気面 0.2m以上</td></tr> <tr> <td rowspan="3">キュービクル式自家発電装置の周囲</td><td>操作面 1.0m以上</td></tr> <tr> <td>点検面 0.5m以上、ただし、キュービクル式以外の受電設備、蓄電池設備又は建築物等と相対する部分に1.0m以上</td></tr> <tr> <td>換気面 0.2m以上</td></tr> <tr> <td rowspan="2">燃料タンクと内燃機関(少量危険物該当)</td><td>予熱する方式の機関 2.0m(常時通電するヒータを持つ機関)ただし、防火上有効な遮へい物を設けた場合は、この限りでない。</td></tr> <tr> <td>その他の方の機関 0.6m以上(常時、通電するヒータを持たない機関)</td></tr> </tbody> </table>	保有距離を確保しなければならない部分		保有距離	発電機と内燃機関を連結したもの	相互間 1.0m以上	周囲 0.6m以上	操作盤	操作面 1.0m以上	点検面 0.6m以上、ただし、点検に支障となるない部分については、この限りでない。	換気面 0.2m以上	キュービクル式自家発電装置の周囲	操作面 1.0m以上	点検面 0.5m以上、ただし、キュービクル式以外の受電設備、蓄電池設備又は建築物等と相対する部分に1.0m以上	換気面 0.2m以上	燃料タンクと内燃機関(少量危険物該当)	予熱する方式の機関 2.0m(常時通電するヒータを持つ機関)ただし、防火上有効な遮へい物を設けた場合は、この限りでない。	その他の方の機関 0.6m以上(常時、通電するヒータを持たない機関)	
保有距離を確保しなければならない部分	保有距離																		
発電機と内燃機関を連結したもの	相互間 1.0m以上																		
	周囲 0.6m以上																		
操作盤	操作面 1.0m以上																		
	点検面 0.6m以上、ただし、点検に支障となるない部分については、この限りでない。																		
	換気面 0.2m以上																		
キュービクル式自家発電装置の周囲	操作面 1.0m以上																		
	点検面 0.5m以上、ただし、キュービクル式以外の受電設備、蓄電池設備又は建築物等と相対する部分に1.0m以上																		
	換気面 0.2m以上																		
燃料タンクと内燃機関(少量危険物該当)	予熱する方式の機関 2.0m(常時通電するヒータを持つ機関)ただし、防火上有効な遮へい物を設けた場合は、この限りでない。																		
	その他の方の機関 0.6m以上(常時、通電するヒータを持たない機関)																		
消防施行規則第12条4及び消防庁通達S50.5-12消防安51による。																			

検査対象		規格値	摘要
工種	項目		
(4)騒音	機側測定—異常のないことを確認 敷地境界—測定（下表）規則第54条、騒音にかかる規制基準 ※市町村の条例も確認すること。		大阪府生活環境の保全等に関する条例、施行規則 条例第84条 規則第54条 別表第21

区域の区分	時間の区分	朝	昼間	夕	夜間
		[午前六時から 午前八時まで]	[午前八時から 午後六時まで]	[午後六時から 午後九時まで]	[午後九時から 翌朝の午前六時まで]
第一種区域		四五	五〇	四五	四〇
第二種区域		五〇	五五	五〇	四五
第三種区域		六〇	六五	六〇	五五
第四種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲五〇メートルの区域及び第二種区域の境界線から十五メートル以内の区域	六〇	六五	六〇	五五
	その他の区域	六五	七〇	六五	六〇

#### 備考

- 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 騒音の測定方法は、当分の間、JIS Z 8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - 騒音計の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動毎の指示値の最大値の平均値とする。
  - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
  - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動毎の指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。
- 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
  - 第一種区域 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域及び田園住居地域
  - 第二種区域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
  - 第三種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
  - 第四種区域 工業地域（都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。）及び第53条第2号に掲げる地域

## 2 接地抵抗

検査対象		規 格 値	摘要	
工種	項目			
(1) 接地抵抗	接地種別と系統			
	接地種別	接地系統	接 地 対 象 機 器	接 地 抵 抗 値
	A 種	避 雷	避雷器、避雷装置	
		特別高圧 高 圧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の鉄台及び金属製外箱</li> <li>・特別高圧計器用変成器の2次側電路</li> <li>・特別高圧及び高圧計器用変成器の鉄心（絶縁物で被覆されたものは除く）</li> <li>・電路の避雷器及び放出筒、その他避雷器に代わる装置</li> <li>・特別高圧電路と高圧電路を結合する変圧器の、高圧側に設ける放電装置</li> <li>・電路の防護装置の金属製部分</li> </ul>	10Ω以下
		計算機専用	計算機、計算機周辺機器	
	B 種	高 低 圧 混触防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別高圧、高圧電路と低圧電路を結合する変圧器の低圧側の中性点</li> <li>・変圧器、巻線間の金属製混触防止板</li> <li>・変圧器の低圧側の中性点（接地抵抗値 10Ω以下）</li> </ul>	変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の1線地路電流のアンペア数で 150 を除した値に等しいオーム数以下
	C 種	低圧 300V 超えたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の鉄台及び金属製外箱</li> <li>・低圧計器用変成器の鉄心。（絶縁物で被覆されたものは除く）</li> <li>・電線路の金属管、金属製接続箱等</li> <li>・合成樹脂管屋内配線に使用する、金属製プルボックス等</li> <li>・金属管配線等による、配線の管、ダクト</li> <li>・低圧屋内配線と弱電流電線との隔壁に使用する電線保護物 の金属部分</li> <li>・ガス蒸気危険場所等の露出した金属製部分</li> </ul>	10Ω以下
	D 種	低圧 300V 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の鉄台及び金属製外箱、分電盤、開閉器箱などの金属製外箱</li> <li>・配線ダクト、配管高圧計器用変成器の2次側電路、計算機、計算機周辺機器</li> <li>・金属管配線等による配線の管、ダクト</li> <li>・合成樹脂管屋内配線に使用する、金属製プルボックス等</li> </ul>	100Ω以下
		信 号	シーケンスコントローラ マイクロコントローラ テレコン・テレメータ 信号ケーブルのシールド	

電技解釈 第17条、R4 電気通信共通仕様書 P3-84～92

- 注 1. C種、D種接地工事の接地抵抗は、当該電路に地絡を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは $500\Omega$ 以下となる。  
次の接地工事の接地極、接地線と他の接地極、接地線とは混触してはならない。  
(1) 避雷器又は避雷器に関わる装置の接地  
(2) B種接地
2. 計算機及び計算機周辺機器については、使用機種によりA種又はD種を確認する。
3. 計算機及び計算機周辺機器をD種について用いる場合、接地の共用が可能かを確認する。

(2) 接地線の太さ

「機械・電気設備工事共通仕様書 第3編電気設備工事 第2章施工 第3節接地工事 2-3-10 接地線」による。

### 3 電路の絶縁

検査対象		規格値	摘要												
工種	項目														
(1) 高圧電路の絶縁抵抗	「機械・電気設備工事共通仕様書 第3編電気設備工事 第2章施工 第5節配線工事 2-5-8 絶縁抵抗及び絶縁耐力 2.」による。														
(2) 低圧電路の 絶縁抵抗値	「機械・電気設備工事共通仕様書 第3編電気設備工事 第2章施工 第5節配線工事 2-5-8 絶縁抵抗及び絶縁耐力 1.」による。														
(3) 特高・高圧電路の 絶縁耐力	<table border="1"> <thead> <tr> <th>電路の種類</th> <th>試験電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大使用電圧が 7000V 以下の電路</td> <td>最大使用電圧の 1.5 倍の電圧</td> </tr> <tr> <td>最大使用電圧が 7000V を超え 15000V 以下の中性点接地式電路（中性線を有するものであって、その中性線に多重接地するものに限る。）</td> <td>最大使用電圧の 0.92 倍の電圧</td> </tr> <tr> <td>最大使用電圧が 7000V を超え 60000V 以下の電路（上記に掲げる者を除く。）</td> <td>最大使用電圧の 1.25 倍の電圧 (10500V 未満となる場合は、10500V)</td> </tr> <tr> <td>最大使用電圧が 60000V を超える中性点非接地式電路（電位変成器を用いて接地するものを含む。）</td> <td>最大使用電圧の 1.25 倍の電圧</td> </tr> <tr> <td>最大使用電圧が 60000V を超える中性点接地式電路（電位変成器を用いて接地するものを除く。）</td> <td>最大使用電圧の 1.1 倍の電圧 (75000V 未満となる場合は、75000V)</td> </tr> </tbody> </table>		電路の種類	試験電圧	最大使用電圧が 7000V 以下の電路	最大使用電圧の 1.5 倍の電圧	最大使用電圧が 7000V を超え 15000V 以下の中性点接地式電路（中性線を有するものであって、その中性線に多重接地するものに限る。）	最大使用電圧の 0.92 倍の電圧	最大使用電圧が 7000V を超え 60000V 以下の電路（上記に掲げる者を除く。）	最大使用電圧の 1.25 倍の電圧 (10500V 未満となる場合は、10500V)	最大使用電圧が 60000V を超える中性点非接地式電路（電位変成器を用いて接地するものを含む。）	最大使用電圧の 1.25 倍の電圧	最大使用電圧が 60000V を超える中性点接地式電路（電位変成器を用いて接地するものを除く。）	最大使用電圧の 1.1 倍の電圧 (75000V 未満となる場合は、75000V)	電技解釈 第15条 内規 135-6
電路の種類	試験電圧														
最大使用電圧が 7000V 以下の電路	最大使用電圧の 1.5 倍の電圧														
最大使用電圧が 7000V を超え 15000V 以下の中性点接地式電路（中性線を有するものであって、その中性線に多重接地するものに限る。）	最大使用電圧の 0.92 倍の電圧														
最大使用電圧が 7000V を超え 60000V 以下の電路（上記に掲げる者を除く。）	最大使用電圧の 1.25 倍の電圧 (10500V 未満となる場合は、10500V)														
最大使用電圧が 60000V を超える中性点非接地式電路（電位変成器を用いて接地するものを含む。）	最大使用電圧の 1.25 倍の電圧														
最大使用電圧が 60000V を超える中性点接地式電路（電位変成器を用いて接地するものを除く。）	最大使用電圧の 1.1 倍の電圧 (75000V 未満となる場合は、75000V)														